

応募に際しての注意事項

1. 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/030307_2.html

なお、採択された課題については、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。また、採択者の提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

採択された課題の研究開発課題名、構成員や研究開発費等の所要の情報を、政府研究開発データベース（※）へ提供します。代表研究者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

（※）政府研究開発データベースについて

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議では、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。なお、本データベースは一般公開されておりません。

2. 不合理な重複及び過度の集中の排除

- 科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究開発提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます（様式7）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）（※）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究開発提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究開発提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合があります。

（※）エフォート（研究充当率）について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する、競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中で他制度への応募の採否が判明した際は、巻頭の問合せ先まで速やかに連絡してください。

3. 研究開発費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、JST から研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究開発費を受給するなど、本事業の趣旨に反する研究開発費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究開発費等の一部又は全部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究開発費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、研究者に処分があった日以降で、その日が属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の期間、JST の諸事業への新たな応募及び参加の資格が喪失させられます。

4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

- 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合は、対応していただきます。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

5. 研究活動の不正行為に対する措置

- 研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用など）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

○ 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、JST の諸事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

- ・ 不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から 2 ～ 10 年
- ・ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から 1 ～ 3 年

6. その他

○ 生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針 (平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針 (平成 13 年文部科学省告示第 155 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 (平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について (平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針 (平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針 (平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針 (平成 16 年厚生労働省告示第 459 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

- 研究開発計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。
- バイオインフォマティクス推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- 上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。